

株 主 各 位

神奈川県横浜市戸塚区上矢部町3515番4

株 式 会 社 テ イ ン

代表取締役社長 市 野 諮

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症につきましては未だ終息の見通しが立っていない状況にありますので、本総会につきましては、適切な感染予防策を講じた上で開催させていただきます。ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、健康状態に関わらず、できるだけ当日のご来場をお控えいただき、書面による議決権行使をいただくようお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上で、2021年6月22日（火曜日）営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市中区寿町1丁目4番地
神奈川県立かながわ労働プラザ 4階 第5・6会議室

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第38期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 会場では、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等の感染予防にご協力をお願いいたします。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tein.co.jp/ir.html>）に掲載させていただきます。

事業報告

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い感染者が急速に増加したことから、国内では昨年4月に緊急事態宣言が発令され、一旦は減少傾向が見られたものの同宣言の解除後には再び増加に転じ、さらには本年1月には2回目の緊急事態宣言が発令されるなど、極めて不安定な状況の中で推移いたしました。こうした中、政府による各種の経済政策の効果などから一時は回復の兆しが見られましたが、一部の業種においては極めて厳しい状態が継続しており、さらにはより感染力の強い変異株の発生と感染者の急速な増加が見られるなど、依然として先行き不透明な状況が続いており、これらは海外の諸地域においても同様の様相を呈しております。

このような情勢のもと、当社グループにおきましては、新型コロナウイルスの影響に伴うイベント自粛や渡航制限など国内海外ともに思うような営業活動ができない中、Web会議ツールなどを有効に活用するなどして、「EnduraPro」「EnduraPro PLUS」を筆頭に「4×4 DAMPER SPORT」や「STREET ADVANCE Z4」、また「FLEX Z」などの定番製品も合わせた販売活動の強化にグループ一丸となって力を注いでまいりました。また、国内海外の各地域特性に適した各種多様な販売キャンペーンにより需要のてこ入れを図る一方で、新規に制作した展示什器による顧客訴求力の高い売場作りにも取り組んでまいりました。

なお、上期に見られた海外の一部の地域における外出禁止や補助金等によるいわゆる巣ごもり需要一巡後も、前述の「EnduraPro」「EnduraPro PLUS」を展開するプレミアム・リプレイスメント市場を中心に、アフターマーケットは国内海外ともに順調に推移しているという手応えを感じております。

他方で、事業の継続を図りつつも従業員の安全を最優先として、緊急事態宣言期間中は元より普段からも勤務中の常時マスク着用や定期的な体温測定、またこまめなアルコールでの手指消毒に加え、積極的な在宅勤務、時差出勤その他の徹底した感染対策を実践してまいりました。

研究開発活動につきましては、「EnduraPro」および「EnduraPro PLUS」の製品競争力の一層の強化を目指したラインアップの継続的な拡充と合わせて、定番製品のでこ入れについても力を注ぎました。

新規開発としては、内部構造の新設計をおこない従来品を上回る強度を持った新製品の販売を開始するとともに、モータースポーツ向けの専用品では、スピーディな開発と供給体制により、各カテゴリーにおいて優秀な成績を収めることにも寄与いたしました。

他方、VA・VE活動によるさらなる原価低減にも引き続き注力する一方で、次世代製品に向けた開発も並行して推し進めてまいりました。

これらの結果、売上高は4,719百万円（前期比490百万円、11.6%増）、営業利益は951百万円（前期比384百万円、67.9%増）、経常利益は1,120百万円（前期比589百万円、111.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は818百万円（前期比416百万円、103.9%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期において実施した設備投資の総額は374百万円であり、その主なものは「建物」および「機械及び装置」であります。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達は、すべて金融機関からの借入により調達しております。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境につきましては、米国における新大統領の政策運営や、米中間の貿易摩擦に伴い減速感が強まる中国経済の行方、またその他の新興国の経済成長の推移、加えてそれらの先行き不透明感が国内景気に与える影響、さらには新型コロナウイルスのワクチン接種の普及で事態の終息が期待される反面、より感染力の強い変異株の感染拡大やワクチンの有効性に対する懸念など、依然として予断を許さない状況が続くものと考えられます。

当社グループといたしましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつも、前述のように業績への影響は限定的であるにとらえ、人々の価値観や行動様式の変化がもたらされる新しい時代に向けて、引き続き新たな成長と財務体質の強化を図るべく、「EnduraPro」「EnduraPro PLUS」のラインアップの拡充に傾注するとともに、多様化するユーザーのニーズに適合する各種ショックアブソーバー製品群の充実と販売活動をより一層強化し売上の向上に努めてまいります。また当社グループでしか生み出せない付加価値の創造により需要喚起を図るとともに、内製化の推進やフレキシブルな生産体制をさらに強化し、あわせて品質向上も推し進めてまいります。

株主の皆様の変わらぬご支援にあらためて感謝を申し上げますとともに、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第35期 2018年 3月期	第36期 2019年 3月期	第37期 2020年 3月期	第38期 2021年 3月期
売 上 高 (百万円)	3,949	4,155	4,229	4,719
経 常 利 益 (百万円)	322	377	530	1,120
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	234	291	401	818
1株当たり当期純利益 (円)	45.16	56.03	77.28	157.57
総 資 産 (百万円)	5,785	6,004	6,096	7,214
純 資 産 (百万円)	3,121	3,324	3,549	4,449

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第35期 2018年 3月期	第36期 2019年 3月期	第37期 2020年 3月期	第38期 2021年 3月期
売 上 高 (百万円)	3,476	3,534	3,567	4,021
経 常 利 益 (百万円)	267	216	314	755
当期純利益 (百万円)	201	166	232	537
1株当たり当期純利益 (円)	38.84	32.15	44.69	103.48
総 資 産 (百万円)	5,522	5,671	5,653	6,228
純 資 産 (百万円)	3,026	3,121	3,270	3,719

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
TEIN U. S. A., INC.	千USドル 900	% 100.0	当社の自動車部品および用品の主に米国における販売
TEIN UK LIMITED	千ポンド 300	% 100.0	当社の自動車部品および用品の主に欧州における販売
天御香港有限公司	千HKドル 3,400	% 100.0	当社の自動車部品および用品の主に中国における販売
天御遠東国際貿易 (北京) 有限公司	千人民元 5,000	% 100.0	当社の自動車部品および用品の主に中国における販売
天御減振器製造 (江蘇) 有限公司	千人民元 62,008	% 100.0	当社の製品用資材調達の調査・調整、ならびに自動車用サスペンションの製造、販売

(注) 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

- ① 自動車部品および用品の製造、仕入、販売ならびに輸出入
- ② モータースポーツ用車両および部品の製造、整備、販売、レンタル
- ③ 自動車レースおよびラリーの出場受託

(8) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

本 社 工 場 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町3515番4
 営 業 所 横浜営業所 (神奈川県横浜市)、大
 阪営業所 (兵庫県伊丹市)、仙台営
 業所 (宮城県仙台市)

(9) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
326 (78) 名	28名増 (2名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
108 (72) 名	10名減	41.1歳	12.3年

(注) 使用人数は当社から子会社への出向者を除いた就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社横浜銀行	1,147百万円
株式会社みずほ銀行	89百万円

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数 26,609,000株

（2）発行済株式の総数 5,193,563株
（自己株式 1,458,687株を除く。）

（3）株 主 数 1,068名

（4）大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社イチノホールディングス	1,832,000株	35.2%
市 野 諮	920,300株	17.7%
藤 本 吉 郎	520,700株	10.0%
MSIP CLIENT SECURITIES	315,700株	6.0%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	166,400株	3.2%
大 西 康 弘	150,000株	2.8%
市 野 澄 恵	121,500株	2.3%
市 野 ル リ 子	86,000株	1.6%
小 島 恵 美 子	84,900株	1.6%
市 野 景	69,500株	1.3%

（注） 持株比率は、自己株式（1,458,687株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項（2021年3月31日現在）

（1）取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	市 野 諮	経理担当
代表取締役専務	藤 本 吉 郎	営業、国内各営業所、製造担当 TEIN U. S. A. , INC. 取締役社長 TEIN UK LIMITED 取締役社長 天御減振器製造（江蘇）有限公司 董事長
専務取締役	古 林 泰	海外特任担当 天御遠東國際貿易（北京）有限公司 董事長 天御香港有限公司 董事
取締役	那 須 賢 司	管理担当
取締役	武 井 共 夫	市民総合法律事務所 所長
取締役	後 藤 浩 昭	開発、生産管理、品質保証、人事担当
常勤監査役	福 元 哲 朗	
監査役	原 真 志	原公認会計士事務所 所長
監査役	黒 木 一 郎	
監査役	佐 藤 臣 夫	佐藤臣夫税理士事務所 所長

- （注）1. 取締役武井共夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役福元哲朗氏、原真志氏、黒木一郎氏、および佐藤臣夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役原真志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役佐藤臣夫氏は、税理士の資格を有しており、税務および国際調査等に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役武井共夫氏および監査役黒木一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は取締役武井共夫氏および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 6 名 122,512 千円 (うち社外 1 名 3,600 千円)

監査役 4 名 12,420 千円 (うち社外 4 名 12,420 千円)

- (注) 1. 取締役および監査役の報酬は常勤の場合は固定報酬および退職慰労金、非常勤の場合は固定報酬のみで構成しており、業績連動報酬、非金銭報酬等はおこなっておりません。
2. 上記取締役および監査役の報酬等の額には、当期に計上した役員退職慰労引当金繰入額 13,750 千円 (取締役 13,150 千円、監査役 600 千円) が含まれております。
3. 監査役の個人別の報酬は株主総会の決議の範囲内で監査役の協議によって定めております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2019 年 6 月 27 日開催の第 36 回定時株主総会において月額 1,200 万円以内 (うち、社外取締役は月額 100 万円以内) と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は 6 名 (うち、社外取締役は 1 名) です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1991 年 2 月 25 日開催の第 7 回定時株主総会において月額 500 万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は 1 名です。

③ 会社役員の報酬等の算定方法に係る決定方針に関する事項

当社の役員報酬の決定に関する方針は、株主の中長期的な利益に連動するとともに、当社の企業価値の向上に向けた意欲をより高めることを目的として、役位、職責ならびに在任期間などを総合的に勘案し、世間水準および経営内容に見合った水準であることと合わせて、従業員とのバランスにも配慮し、適切、公正であることを旨としております。

また、社外取締役および監査役の報酬は、業務執行から独立した立場であるという観点から、一定の金額を設定することにしております。

以上の方針を含む役員報酬内規を取締役会で決議し、この内規での定めに従い取締役会の委任を受けて、最終的に代表取締役社長の市野諒が取締役の個人別の報酬を決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、上記に基づく検討がおこなわれているため、取締役会も基本的にこの決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

代表取締役社長の市野諒に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループ全体の経営状況等を俯瞰しつつ最も熟知しており、総合的に各役員の担当業務を評価し報酬額を決定できると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役武井共夫氏は、市民総合法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役原真志氏は、原公認会計士事務所の所長を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役佐藤臣夫氏は、佐藤臣夫税理士事務所の所長を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当期における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役 武 井 共 夫	当期に開催された取締役会11回のうち11回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の妥当性および適正性を確保するための必要な発言等を適宜おこなっております。
監査役 原 真 志	当期に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。
監査役 福 元 哲 朗	当期に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に多くの企業における監査役歴任等での豊富な経験と見識から取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議長として適正な議事進行をおこなうとともに、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。

氏 名	活 動 状 況
監査役 黒 木 一 郎	当期に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に神奈川県警察本部警視長等歴任の経験から経営監視全般にわたる客観的な視点で、取締役会の意思決定における妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。
監査役 佐 藤 臣 夫	当期に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての専門的知見と東京国税局における国際調査等の豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が11回ありました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

アスカ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当会社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行の具体性および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証をおこなった上で、会計監査人の報酬の額等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち天御減振器製造（江蘇）有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、独立性その他について総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は、会社法に定める善管注意義務、忠実義務に則り職務を執行する。
- ・社会の一員として遵守すべき事項を定めた企業倫理基準を定め、これを行動規範として職務を遂行する。
- ・社内における法令順守に反する問題や不正行為等の把握に努めるため、内部通報の窓口を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る議事録、稟議決裁書類、その他の文書等の情報については、法令ならびに当社の文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体により適切に保存および管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・経営に重大な影響を与えるリスクに対しては、危機管理規程、個人情報管理規程、その他の関連諸規程に従い管理して損失の早期発見、未然防止あるいは拡大防止に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・効率的な職務執行を確保するため、職務権限規程により取締役と使用人の職務の権限等を定めるほか、取締役会および経営企画会議を毎月1回の定時または必要に応じて臨時で開催し、業務執行において共有すべき情報の交換をおこなう。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループは、企業理念および企業倫理基準、ならびに金融商品取引法に基づく内部統制、または情報ネットワーク等をグループ全体で共有し、相互の緊密な連携を図ると共に、海外子会社を含めたグループ全体のコンプライアンス体

制を推進する。

- ・当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を受ける。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・経理についての規程を適切に整備・運用し、法令および会計基準に従って適正な会計処理をおこなう。
- ・金融商品取引法の定めに従い健全な内部統制環境の保持に努めるとともに、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役会が監査役の職務を補助する使用人を求めた場合には、監査役会と協議の上で必要な人員を配置する。
- ・監査役の職務を補助する使用人を配置した場合、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動等に関しては事前に監査役と協議の上で決定する。
- ・当該使用人は、監査役から特段の指揮命令があった場合は、これに従わなければならない。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社グループの、取締役および使用人は、会社の業務や財務に重大な影響を及ぼす事実またはその恐れのある事実、あるいは重大な法令または定款違反もしくは不正行為の事実を知った場合には、遅滞なく監査役に報告する。
- ・当社グループは、上記の報告をおこなった取締役および使用人に対して、当該報告をおこなったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

- ・内部監査室は、監査計画、実施状況、結果等について定期的あるいは随時に監査役に報告する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役が職務の執行において必要な費用の前払い等の請求をしたときは、その適正性や妥当性に十分留意の上で速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席し、意見を陳述するほか、経営企画会議その他重要な会議に出席し、意見を陳述することができる。
 - ・監査役は、重要な会議の議事録、稟議書その他の業務執行に関する書類を閲覧および調査し、必要に応じて取締役または使用人に対し説明を求めることができる。
 - ・代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的あるいは随時に監査役と意見交換をおこなう。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・当社グループは企業倫理基準において、「ティンに属する全ての者は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、また不当な要求に際しては毅然とした態度で臨む。」と宣言し、反社会的勢力との関係遮断に取り組む。
 - ・普段より、管轄警察署や弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携を図り、反社会的勢力の排除に向けた社会的責任、および自社防衛の重要性を十分に理解し、これらとの関係を断絶した業務を遂行する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ・取締役会を11回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経営成績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しております。また取締役会議事録、稟議書等は規程に基づき適切に保管し、取締役、監査役が必要に応じて閲覧できるようにしております。
- ・経営企画会議を監査役も出席して12回開催し、執行業務のうち重要事項について情報の共有化を図るとともに組織的な意思決定をおこない、経営に重大な影響を及ぼすリスクの有無、早期発見、未然防止に努めております。また、定期的に海外子会社の現地責任者も出席し、各子会社の重要な職務執行の報告を受け、その確認をおこなっております。
- ・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、実施計画に基づき内部監査室がコンプライアンス体制を含む内部統制評価を実施しております。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示をおこなうことにより適正性の確保を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,567,509	流 動 負 債	1,228,590
現金及び預金	1,597,168	買 掛 金	338,157
売 掛 金	373,716	短 期 借 入 金	175,376
商品及び製品	1,084,037	未払法人税等	294,974
仕 掛 品	155,588	製品保証引当金	6,419
原材料及び貯蔵品	285,316	そ の 他	413,662
そ の 他	71,681	固 定 負 債	1,537,031
固 定 資 産	3,647,271	長期借入金	1,061,008
有形固定資産	3,180,753	役員退職慰労引当金	260,275
建 物 及 び 構築物 (純額)	912,131	退職給付に係る負債	161,111
機械装置及び 運搬具 (純額)	975,601	そ の 他	54,636
土 地	1,070,533	負 債 合 計	2,765,621
建設仮勘定	120,665	(純資産の部)	
そ の 他	101,822	株 主 資 本	4,419,244
無形固定資産	20,916	資 本 金	217,556
投資その他の資産	445,601	資本剰余金	215,746
繰延税金資産	111,576	利益剰余金	4,459,511
そ の 他	334,025	自 己 株 式	△ 473,569
資 産 合 計	7,214,781	その他の包括 利 益 累 計 額	29,915
		為替換算調整勘定	29,915
		純 資 産 合 計	4,449,159
		負債純資産合計	7,214,781

連結損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,719,969
売 上 原 価		2,579,156
売 上 総 利 益		2,140,813
販売費及び一般管理費		1,189,754
営 業 利 益		951,058
営 業 外 収 益		
為 替 差 益	88,505	
助 成 金 収 入	68,621	
そ の 他	21,836	178,963
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,358	
減 価 償 却 費	1,174	
そ の 他	139	9,671
経 常 利 益		1,120,349
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	899	899
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,738	
減 損 損 失	1,091	5,830
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,115,419
法人税、住民税及び事業税	349,864	
法 人 税 等 調 整 額	△ 52,825	297,039
当 期 純 利 益		818,379
親会社株主に帰属する当期純利益		818,379

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	217,556	215,746	3,729,423	△ 473,531	3,689,194
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 88,291		△ 88,291
親会社株主に帰属 する当期純利益			818,379		818,379
自己株式の取得				△ 38	△ 38
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	730,088	△ 38	730,049
当 期 末 残 高	217,556	215,746	4,459,511	△ 473,569	4,419,244

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	△ 139,253	△ 139,253	3,549,940
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△ 88,291
親会社株主に帰属 する当期純利益			818,379
自己株式の取得			△ 38
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	169,169	169,169	169,169
当期変動額合計	169,169	169,169	899,219
当 期 末 残 高	29,915	29,915	4,449,159

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

子会社は全て連結しております。

連結子会社の数 6 社

連結子会社の名称

TEIN U. S. A. , INC.

TEIN UK LIMITED

天御香港有限公司

天御遠東国際貿易（北京）有限公司

天御減振器製造（江蘇）有限公司

宿遷天野貿易有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 1 社

持分法適用関連会社の名称

TEIN Sales (Thailand) Co., Ltd.

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、以下の会社の決算日は12月31日であります。

天御遠東国際貿易（北京）有限公司

天御減振器製造（江蘇）有限公司

宿遷天野貿易有限公司

連結計算書類の作成にあたって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

たな卸資産

主として月次総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法（ただし、建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物については定額法）

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

役員退職慰労引当金

役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、当社の内規に基づく期末要支給額を計上しております。

製品保証引当金

販売済みの製品の無償修理費用に備えるため、当社の過去の実績に基づき必要額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の支払金利

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をおこなっております。

④ ヘッジ有効性評価方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

重要な会計上の見積り

たな卸資産の評価

(1) 当連結会計年度に計上した金額 (単位：千円)

商品及び製品	1,084,037
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、収益性の低下により正味売却価額が帳簿価額を下回っているたな卸資産の帳簿価額を、正味売却価額まで切り下げる会計処理を適用しております。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

「たな卸資産」のうち、長期滞留品における正味売

却単価は、長期間経過後の販売による回収金額を把握することが困難なことから、過去の販売実績から原価に一定の掛率を乗じた金額が回収できるものと仮定しております。

表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「繰延税金資産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「繰延税金資産」は58,388千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取手数料」(当連結会計年度5,296千円)、「物品売却益」(当連結会計年度2,970千円)、「持分法による投資利益」(当連結会計年度6,801千円)は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「減価償却費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「減価償却費」は1,069千円であります。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症による影響については、当連結会計年度末時点において当社グループの事業活動に重要な影響を与えていないことから、業績に与える影響は軽微であると仮定し、固定資産の評価、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りをおこなっております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は、不確定要素が多く、今後の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保資産の内容およびその金額

建物	415,312千円
土地	1,070,533千円

(2) 担保に係る債務の金額

短期借入金	175,376千円
長期借入金	1,061,008千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,235,352千円

3. 保証債務

次の個人について、納税保証をおこなっております。

当社代表取締役専務 藤本吉郎	45,246千円
----------------	----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式	6,652,250株
------	------------

2. 当連結会計年度中におこなった剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中におこなった剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	88,291	17.00	2020年 3月31日	2020年 6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	150,613	29.00	2021年 3月31日	2021年 6月24日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、業績計画や設備投資計画等に必要な資金を確保しており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブはリスクを回避するために利用し投機的な取引はおこなわない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにその管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとに期日管理および残高管理をおこなうとともに、取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,597,168千円	1,597,168千円	—
(2) 売 掛 金	373,716千円	373,716千円	—
資 産 計	1,970,884千円	1,970,884千円	—
(3) 買 掛 金	338,157千円	338,157千円	—
(4) 長期借入金 ※1	1,236,384千円	1,239,611千円	3,227千円
負 債 計	1,574,541千円	1,577,769千円	3,227千円

※1 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借り入れをおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値

により算定しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れをおこなった場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券 41,546千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、表に含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 856円66銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 157円57銭 |

固定資産の減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産および資産グループについて減損損失を計上しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
(単位:千円)

場所	用途	種類	減損損失
本社 他	遊休資産	電話加入権	1,091

当社グループは、事業用資産については他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業別にグルーピングをおこない、また、遊休資産については個別物件単位でグルーピングをしております。

上記の遊休資産については時価が帳簿価額に対して著しく下落しているため、当連結会計年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,091千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、遊休資産は備忘価額に基づき評価しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,319,253	流 動 負 債	977,641
現金及び預金	956,722	買 掛 金	292,469
売 掛 金	543,486	1年内返済予定 の長期借入金	175,376
商品及び製品	449,703	未 払 金	76,531
仕 掛 品	49,602	未 払 費 用	156,202
原材料及び貯蔵品	123,203	未払法人税等	243,985
前 渡 金	1,296	前 受 金	21,369
前 払 費 用	7,038	預 り 金	5,287
そ の 他	188,200	製品保証引当金	6,419
固 定 資 産	3,909,478	固 定 負 債	1,531,744
有 形 固 定 資 産	1,653,454	長 期 借 入 金	1,061,008
建 物	415,325	退職給付引当金	161,111
構 築 物	14,768	役員退職慰労引当金	260,275
機械及び装置	110,350	長期預り保証金	49,350
車両及び運搬具	9,392		
工具、器具及び備品	20,048	負 債 合 計	2,509,386
土 地	1,070,533	(純資産の部)	
建設仮勘定	13,035	株 主 資 本	3,719,345
無 形 固 定 資 産	5,368	資 本 金	217,556
ソフトウェア	3,767	資 本 剰 余 金	215,746
そ の 他	1,601	資 本 準 備 金	215,746
投資その他の資産	2,250,654	利 益 剰 余 金	3,759,612
関係会社株式	193,586	利 益 準 備 金	33,884
関係会社出資金	1,102,393	その他利益剰余金	3,725,728
関係会社長期貸付金	634,209	別途積立金	2,400,000
長期前払費用	398	繰越利益剰余金	1,325,728
繰延税金資産	59,077	自 己 株 式	△ 473,569
そ の 他	260,989	純 資 産 合 計	3,719,345
資 産 合 計	6,228,731	負債純資産合計	6,228,731

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,021,420
売 上 原 価		2,636,201
売 上 総 利 益		1,385,219
販売費及び一般管理費		879,610
営 業 利 益		505,608
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25,590	
受 取 配 当 金	46,680	
為 替 差 益	64,810	
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ ー	94,320	
そ の 他	28,396	259,799
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,358	
減 価 償 却 費	1,174	
そ の 他	125	9,657
経 常 利 益		755,750
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	899	899
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	1,091	1,091
税 引 前 当 期 純 利 益		755,558
法人税、住民税及び事業税	244,780	
法 人 税 等 調 整 額	△ 26,661	218,118
当 期 純 利 益		537,439

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	217,556	215,746	215,746	33,884	2,400,000	876,580	3,310,464
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△ 88,291	△ 88,291
当 期 純 利 益						537,439	537,439
自己株式の取得							
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	449,148	449,148
当 期 末 残 高	217,556	215,746	215,746	33,884	2,400,000	1,325,728	3,759,612

	株 主 資 本		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	
当 期 首 残 高	△ 473,531	3,270,235	3,270,235
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		△ 88,291	△ 88,291
当 期 純 利 益		537,439	537,439
自己株式の取得	△ 38	△ 38	△ 38
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）			—
当期変動額合計	△ 38	449,109	449,109
当 期 末 残 高	△ 473,569	3,719,345	3,719,345

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

主として月次総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法（ただし、建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物については定額法）

無形固定資産……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

長期前払費用……………定額法

3. 引当金の計上基準

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合要支給額）に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、当社の内規に基づく期末要支給額を計上しております。

製品保証引当金……………販売済みの製品の無償修理費用に備えるため、当社の過去の実績に基づき必要額を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の支払金利

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をおこなっております。

④ ヘッジ有効性評価方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

重要な会計上の見積り

たな卸資産の評価

(1) 当事業年度に計上した金額 (単位:千円)

商品及び製品	449,703
--------	---------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(重要な会計上の見積り) たな卸資産の評価」の内容と同一であります。

表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」(当事業年度15,397千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「減価償却費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「減価償却費」は1,069千円であります。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症による影響については、当事業年度末時点において当社の事業活動に重要な影響を与えていないことから、業績に与える影響は軽微であると仮定し、固定資産の評価、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りをおこなっております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は、不確定要素が多く、今後の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務
 - (1) 担保資産の内容およびその金額

建物	415,312千円
土地	1,070,533千円
 - (2) 担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	175,376千円
長期借入金	1,061,008千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,568,745千円
3. 保証債務
次の個人について、納税保証をおこなっております。
当社代表取締役専務 藤本吉郎 45,246千円
4. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

短期金銭債権	336,552千円
短期金銭債務	142,848千円

損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- | | |
|------------|-------------|
| 売上高 | 1,546,032千円 |
| 営業費用 | 1,382,320千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 172,658千円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

- 当事業年度の末日における自己株式の数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,458,687株 |
|------|------------|

税効果会計に関する注記

- 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
- | | |
|-----------|------------|
| 未払賞与 | 27,176千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 78,082千円 |
| 退職給付に係る負債 | 48,333千円 |
| 子会社株式評価損 | 13,479千円 |
| その他 | 18,422千円 |
| 繰延税金資産小計 | 185,493千円 |
| 評価性引当額 | △126,415千円 |
| 繰延税金資産合計 | 59,077千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 59,077千円 |

関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：千円)

属 性	会社等の 名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	TEIN U. S. A., INC.	所有 直接 100%	当社製品の 販売 役員の兼任 商標使用許 諾契約の 締結	当社製品の 販売	850,092	売掛金	74,538
				受取ロイヤ リティー	26,683	流動資産 その他	28,476
				受取 配当金	46,680	—	—
子会社	TEIN UK INC.	所有 直接 100%	当社製品の 販売 役員の兼任	当社製品の 販売	246,973	売掛金	83,763
子会社	天御減振 器製造 (江蘇) 有限公司	所有 直接 100%	債務保証 資金の貸付 技術使用契 約の締結 役員の兼任	増資	105,700	関係会社 出資金	1,029,610
				貸付金の 回収	76,378	流動資産 その他	64,776
				受取ロイヤ リティー	51,580	関係会社 長期貸付金	621,409
子会社	宿遷天野 貿易有限 公司	所有 間接 100%	当社製品の 販売 原材料等の 調達 役員の兼任	当社製品の 販売	249,380	売掛金	92,062
				原材料等 の調達	1,373,708	買掛金	140,127

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場価格などを勘案して決定しております。

(注2) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して決定しております。
なお担保は受け入れておりません。

個人

(単位：千円)

属 性	氏 名	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科 目	期末残高
役員	藤本 吉郎	被所有 直接 10.02%	当社代表 取締役専務	車両修繕 費の立替	13,470	流動資産 その他	1,217
				債務保証 (注)	45,246	—	—

(注) 当社海外事業推進のため海外居住する藤本吉郎の保有する有価証券の出国税猶予の納税保証をおこなったものです。
なお保証料は受け入れておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 716円14銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 103円48銭 |

固定資産の減損損失に関する注記

当社は以下の資産および資産グループについて減損損失を計上しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
本社 他	遊休資産	電話加入権	1,091

当社は、事業用資産については他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業別にグルーピングをおこない、また、遊休資産については個別物件単位でグルーピングをしています。

上記の遊休資産については時価が帳簿価額に対して著しく下落しているため、当事業年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,091千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、遊休資産は備忘価額に基づき評価しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社ティン
取締役会 御中

アスカ監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 石 渡 裕一朗 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティンの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十

分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を

保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内

容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年 5 月20日

株式会社ティン
取締役会 御中

アスカ監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 石 渡 裕一朗 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに

対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画し

た監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企

業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社ティン監査役会

常勤監査役	福	元	哲	朗	ⓐ
監査役	原		真	志	ⓑ
監査役	黒	木	一	郎	ⓒ
監査役	佐	藤	臣	夫	ⓓ

(注) 常勤監査役福元哲朗、監査役原真志、監査役黒木一郎及び監査役佐藤臣夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益力の向上を図り、株主の皆様へ利益還元をすることが経営の最重要課題の一つであると考えております。利益配当については年1回期末に配分することとし、各期の連結業績、配当性向および内部留保等を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当をおこなうことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株あたり普通配当5円に、当期の業績結果を踏まえ、特別配当の24円を加えて、合計29円とさせていただきたいと存じます。

これにより期末配当金の総額は、150,613,327円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となりますので、新たに取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	いち の はかる 市 野 諮 (1956年 9 月12日生)	1985年 2 月 当社入社 当社代表取締役社長 (現任) 〔担当〕 経 理	920, 300株
2	ふじ もと よし お 藤 本 吉 郎 (1960年 1 月29日生)	1985年 8 月 当社入社 2001年 8 月 TEIN U. S. A. , INC. 取締役社長 (現任) 2010年10月 TEIN UK LIMITED 取締役社長 (現任) 2013年11月 天御減振器製造 (江蘇) 有限公司 董事長 (現任) 2015年 6 月 当社代表取締役専務 (現任) 〔担当〕 営業、国内各営業所、 製造	520, 700株
3	ふる ばやし やすし 古 林 泰 (1961年 6 月15日生)	2005年 1 月 当社入社 2015年 6 月 天御遠東国際貿易 (北京) 有限公司 董事長 (現任) 2018年 9 月 天御香港有限公司董 事 (現任) 2019年 6 月 当社専務取締役 (現任) 〔担当〕 海外特任	8, 300株
4	な す けん じ 那 須 賢 司 (1963年 4 月18日生)	1991年 4 月 当社入社 1998年 6 月 当社取締役 (現任) 〔担当〕 管 理	19, 410株
5	たけ い とも お 武 井 共 夫 (1954年 3 月 4 日生)	1981年 4 月 弁護士登録 2001年 6 月 当社入社 当社取締役 (現任) 市民総合法律事務所 所長	6, 200株
6	ご とう ひろ あき 後 藤 浩 昭 (1973年 3 月 1 日生)	1997年 4 月 当社入社 2016年 6 月 当社取締役 (現任) 〔担当〕 開発、生産管理、 品質保証、人事	21, 400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 候補者武井共夫氏は、社外取締役候補者であります。

3. 武井共夫氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、同氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高い専門性を有しており、当社の経営全般にわたって法的な見地からの的確かつ客観的な指摘やアドバイスなど、経営を適切に監督いただいております。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、引き続きそれらが期待されることから選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって20年であります。
4. 当社は、武井共夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は武井共夫氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外取締役が、その任務を怠ったことにより損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、武井共夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、当社の定める独立取締役の要件の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tein.co.jp/investors/irgovernance.html>) に掲載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役福元哲朗氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、同氏の補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出にあたっては、監査役会の同意を得ております。

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
つち や ゆう じ 土 屋 雄 二 (1951年10月1日生)	2003年7月 東芝インフォメーションシステムズ株式会社 入社 2009年4月 東芝アイエス・コンサルティング株式会社 入社 2011年4月 同社ソリューション事業部 部長 2013年4月 同社業務部部長 2016年11月 ティアンドエス株式会社 入社 2017年10月 同社常勤監査役 2021年2月 同社常勤監査役退任 同社顧問	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者土屋雄二氏は、社外監査役候補者であります。
3. 土屋雄二氏を社外監査役候補者とした理由につきましては、他の上場企業における常勤監査役としての経験に加え、大手電機メーカーにおける生産管理や経営管理システム等の開発や導入指導等の経験から、当社の業務執行に対する適切な監査をおこなえる人材であると判断し、候補者としております。
4. 土屋雄二氏が社外監査役に就任された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が、その任務を怠ったことにより損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役福元哲朗氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ふくもと てつろう 福 元 哲 朗	2019年6月 当社監査役 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内

神奈川県横浜市中区寿町1丁目4番地

神奈川県立かながわ労働プラザ 4階 第5・6会議室



交通 JR根岸線・石川町駅北口から徒歩3分です。

会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。